

福良港湾口防波堤整備検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 福良地区は津波高が他地域に比べて著しく高いことや、背後地の土地利用等を考慮すると、防潮堤を嵩上げして津波を防御することは現実的ではない。このため、津波高を湾の入口で低減させる湾口防波堤の整備を検討する。

湾口防波堤の設置にあたっては、漁業への影響など様々な課題があることから、地域住民に湾口防波堤の整備効果や湾内に及ぼす影響などを示し、実施の可否を含めて、構造形式(可動式または固定式)、設置位置等について合意形成を図るため、福良港湾口防波堤整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (一) 福良港湾口防波堤の整備に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者によって構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年間とし、委員の再任は妨げないものとする。

- 2 委員がやむを得ない理由により任期の途中に辞任する場合、委員長は欠員の対応について必要な調整を行う。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が主宰する。

- 2 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の下に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (一) 委員会の実務機関として、第2条の協議事項の案をまとめる。
 - (二) 委員長が必要と認める個別課題について調査検討及び実践等を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 事務局は、淡路県民局洲本土木事務所に置く。

(補 則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。(委員の変更)

平成25年度 福良港湾口防波堤整備検討委員会 委員

区分	氏名	所属等
学識者	つじもと こうぞう 辻本 剛三	神戸市立工業高等専門学校 都市工学科 教授
	たんだ みのる 反田 實	兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター 技術参与
地域	はら 原 たかし 孝	福良まちづくり推進協議会 会長
	ゆい ひろし 由井 宏	淡路島観光協会 南あわじ地区役員
	まえだ わかお 前田 若男	福良漁業協同組合 組合長
	きのした すえひろ 木下 末廣	ジョイポート南淡路株式会社 海務・工務部長
	いそこの かずお 磯野 和夫	株式会社栗之浦ドック 淡路工場 工場長
行政	なかじま やすし 中島 靖	国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長
	ひらい すみお 平井 住夫	兵庫県 県土整備部 土木局 港湾課長
	ふじなが よしま 藤長 義馬	兵庫県 淡路県民局 総務企画室長
	おおがわらいわお 大瓦 巍	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所長
	いりたに しゅうじ 入谷 修司	南あわじ市 総務部長
	やまさき まさひろ 山崎 昌広	南あわじ市 都市整備部長
事務局	うの ふみあき 宇野 文章	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 主幹(企画調整)
	いしだ やすし 石田 靖	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 港湾第2課長
	さがら りょうすけ 相良 亮輔	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 港湾第2課 主任
	はしもと たくや 橋本 拓也	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 港湾第2課 職員